**クーリング・オフ　(通信販売の場合)**

**A:　中学生の消費者（消費生活相談員が演じる）**

**A:　ＸＸミュージシャンのCDが欲しいなあ、ネットにも色々でてるなぁ、**

**どこで買おうかな？なになに、○○ミュージックは３１５０円でサイン付きだって、**

**よし、注文しようっと**

↓　　 ＜携帯電話で入力＞

**A:　まず、名前、住所。そして商品はＸＸミュージシャンのベスト盤、数量１、**

**値段は３１３円、支払いは代引きっと、**

**よし完了。**

↓ 　　＜携帯電話をクリック＞

**A:　「確認画面、この内容でよろしいか」ってでてきたぞ、えーと、**

**あった、あった、「ハイ」をクリックだね**

↓ 　　＜再び、携帯電話をクリック＞

**A:　早速、メールが届いた。すごい！！明後日には、届くんだって！！**

そして次の日、テーブルの上を見て

**A:　あれー、ＸＸミュージシャンのベスト盤じゃん。昨日申し込んだのは、まだ届いてないはずだし・・**

**お姉ちゃんかなぁ。あっメモがある、えーと、なになに「Ａちゃんへ、お誕生日おめでとう、ほしがってたＣＤをプレゼントします。」だって**

**えー、昨日注文しちゃったしなぁ・・・やめられるかな？あっそうだ、クーリング・オフって学校で習ったから、クーリング・オフしちゃえばいいんだ!**

**<さてさて、これってクーリング・オフできる??>**

**・できる?**

**・できない?**

**→できるならなぜ?　できないならなぜ?**

**そう。通信販売では、クーリング・オフはできません。通信販売には不意打ち性がありませんからね!**